第二百十五号議案

東京 が都の一 般 職 0) 任 期 付 研 究員の採 が用及び 給与の 特 例 に 関 する条例 0) 部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提 出 者 東京都知事

池百合

子

小

東 京都 0) 般 職 0) 任 期 付 研 究 員 0) 採用及び 給与 0) 特例 K 関 する条例 平 成十 几 年東京都条例第百六十二号) の 一 部 を次のよ

うに改正する。

東

京

都

0)

般

職

0)

任

期

付

研

究員の採用

及び

給与の

特

例

に

関

する条例

の 一

部を改正

する条例

第七条第二項の表を次のように改める。

Ξ	11	1	号給
			給
三五九、		三〇五、	料
、 四 〇 〇 円	、九〇〇円	、一〇〇円	月 額

第八条中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第二 百 + Ŧī. 号 議 案 正する条列 例-般職の 任 期 付研 究員の採用及び給与の特例に関する条例 0 部を改

- う。 この条例による改正後 第七条第二項の規定は 0) 東京都の一 令 和四年 般 几 月 職 0) 日 任 「から、 期 付 研 改 正 究員 後 (の採用及び給与の特例に関する条例 0) 条例第八条及び 次項 の規定は同年十二月一日から適用する。 (以下「改正 後の条例 とい
- (期末手当に関する特例措置)

2

- 3 とあるの 令和四年十二月に支給する期末手当に係る改 は、 百百 分の百 七十七・ 五」とする。 正後の条例第八条の規定の適用につい ては、 同条中 「百分の百七十二・ Ŧī.
- (給与の内払)
- 0 特例に 改正後 の条例 関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、 0) 規定を適用する場合に おいては、この条例による改正 改 Œ 後の条例の 前の東京都 規定による給与の 0) 般職 内 0) 任期 払とみなす。 付 1研究員 0) 採用及び給与
- (提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。